

## 平成 18 年 6 月 21 日付け改正建築基準法の施行について

本年 6 月 20 日より改正建築基準法が施行され、建築確認・検査の厳格化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、建築士・建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示等々が図られました。

特に、「建築確認・検査の厳格化」については、

- ・一定規模以上の建築物<sup>1</sup>に対する構造計算適合性判定（ピアチェック）の義務付け
- ・建築確認の審査及び中間・完了検査の検査方法に係る指針に基づく厳格な審査・検査の実施
- ・建築確認の審査期間の延長
- ・3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け

1：木造の場合、高さ>13m、軒の高さ>9m、RC造の場合、高さ>20m 等

等々が整備され、建築物の設計や施工、各種申請手続き等々において、これまで以上に確実な対応が求められることとなりました。

通常、木造住宅については、建築基準法第 6 条の規定により、

2 階建て以下かつ 500 m<sup>2</sup>以下のいわゆる「4 号建築物」と

3 階建て以上又は 500 m<sup>2</sup>超又は高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の「2 号建築物」とに整理されますが、今回の建築基準法の改正により、それぞれの建築物の建築確認申請にあたり、必要となる書類や図書等について、別紙<sup>2</sup>「確認申請書の様式（施行規則第 1 条の 3 関連）」を整理致しました。

建築基準法第 6 条の 3 の「確認の特例」の適用や施行規則第 1 条の 3 第 6 項等により、確認申請の図書の省略等が可能となりますので、別紙内容をご確認のうえ、ご対応されますようご案内致します。

2：これまで国土交通省から公表されている資料をもとに当協会にて整理

なお、改正建築基準法の施行直後においては、設計者や特定行政庁・確認検査機関等により微妙に判断が異なることも予測されることから、確認申請に際しては、事前に、関係機関との協議を十分に行うことをお勧めいたします。

また、今回の改正建築基準法に関する注意について以下に整理しますので併せてご確認ください

建築確認申請にあたっての注意点

確認申請書式の変更

申請書（第 2 号様式）が変更となり、設計者、工事監理者の明記等記載事項が増えました

添付図書の整理、追加

確認申請書にあたり、委任状、建築士免許証（写し）の添付等図書が明確化されました

申請図書の見直し

建築基準法施行規則第 1 条の 3 に基づく添付図書、明示すべき事項が明確化されました

確認審査に関する審査指針の整理

審査指針が整理され、関係法令に適合しない場合の取り扱いが規定されました

確認申請書の図書差し替えの禁止

図書の差し替え（軽微な変更を除く）が禁止となり、申請書の修正、変更ができません

申請図書の不整合等がある場合は、確認申請の取り下げと申請のやり直しが必要となります

計画変更申請も当初の建築確認申請に対し継続性のある計画以外となる場合は、確認申請の出し直しが求められることとなります

ご参考 国土交通省公表資料：改正建築基準法関係条文、確認審査に関する指針等

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18\\_kaisei.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html)

以上